

食品表示法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令要綱

第一 食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令の一部改正

食品表示法（以下「法」という。）第十条の二第一項の規定による届出の受理及び当該届出に係る同条第二項の規定による公表に関する事務を都道府県知事等が行うこととすること。  
（第一条関係）

第二 消費者庁組織令の一部改正

表示対策課は、法第十条の二第一項の規定による届出の受理に関する事務をつかさどるものとする。  
（第二条関係）

第三 経過措置

食品表示法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による改正後の法第十条の二第一項の規定は、改正法の施行の日以後に着手された同項に規定する食品の回収について適用するものとする。  
（第三条関係）

第四 施行期日

この政令は、一部の規定を除き、改正法の施行の日（令和三年六月一日）から施行するものとする。

(附則關係)